

【6】

氏名(本籍)	やま 山	なか 中	ひろし 弘	(東京都)
学位の種類	文学博士			
学位記番号	博甲第325号			
学位授与年月日	昭和61年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第5条第1項該当			
審査研究科	哲学・思想研究科			
学位論文題目	イギリス・メソディズム研究——その組織的展開, 1739年~1852年——			
主査	筑波大学教授		井門	富二夫
副査	筑波大学教授	文学博士	小川	圭治
副査	筑波大学教授	文学博士	沢田	昭夫
副査	筑波大学教授	文学博士	宮田	登
副査	筑波大学助教授	Ph. D	荒木	美智雄

論 文 の 要 旨

宗教社会学分野では、従来から社会変動に伴う宗教機能や宗教集団の変容が注目されてきたが、特に近世以降の西欧において、産業が拡大し人口流動が顕在化して、共同体的形態を根底とする静止的社会の崩壊と共に多様な価値観の存在を可能とする都市社会が出現すると、宗教全体の変容が特に著しくなる事実が問題とされてきた。多くの研究者はこの変容を、宗教が公的・制度的権威として社会秩序全体を支えてきた状況から、宗教が個人によって主観的かつ選好的観点より選択され、複数の宗教集団が自由に競合する状況への変動と規定してきた。この変動期の典型的事例として著者は英国の産業革命期を提示する。この宗教の多様化と主観的選好化の過程において、当の地域のすべての階層をふくむ住民の公的な宗教権威である公認組織を「制度宗教」とするならば、制度宗教としての国教会の地方教区から、拡大する産業の所在地である都市へ流出する労働者層を、彼らの主観的動機に拠って再編成してゆくのが、いわゆる新宗教的性格をおびた「組織宗教」である。信徒の主観的動機を機動的な野外伝道方式によってすくいあげてゆく組織宗教は、M. ウェーバーにならってゼクトと規定することもできるが、伝統的な共同体社会でキルヘルに対抗して成立するゼクテ的存在と異なり、著者のいう組織宗教は価値観を共通させる都市庶民層の準拠集団として、階層上の特色を持つ新しい社会組織である。この組織宗教の歴史の最初の類型として著者はメソディズムを本論で取上げる。

信徒に対し諸種の典礼執行権を持たない新組織としてメソディズムは、使徒権を伝承する英国国教会の権威すなわち客観主義的権威に依拠して、国教会の下部伝道組織として出発する。しかし、既成教会の影響の及ばない都市的環境において、それぞれなりに価値観を追求する新しい都市労働者や中間層を主なる伝道対象とする新組織は、結果的には組織の拡大と共に、信徒の中から「説教者」の資格において伝道専門業者を選ぶこととなるが、メソディズム創始者のウエスレイは、回心体験を経て主観的に神の義認を確信した信徒を説教者に続々と登用し始めた。神による義認の確信を組織管理と伝導指導上の「権威の根源」とする説教者の数的拡大は、制度的かつ客観主義的な教会権威を否定して、説教者による聖餐式の執行権まで主張するような事情を生み出す。それは国教会の牧師でもあり、また創始者として独自の監督上の権威を持つウエスレイのカリスマをも否定する、主観主義的権威の主張にまで成長することとなった。かくしてウエスレイの晩年から死後にかけて、ウエスレイの中に矛盾的に併存した客観主義的権威観と主観主義的権威観の緊張関係は徐々に破れて、説教者が典礼執行権を持つと共にメソディズムは独立した組織宗教としてその地位を固めることになった。

筆者は、序章から第一・第二章にかけて、メソディズムの特性を分析する操作概念として、「組織宗教」という理念型を提示すると共に、この類型の内部的特質として、創始者の持つ制度的・客観主義的権威や人格的カリスマにもとづく指導力と、ウエスレイが組織拡大のため利用せざるを得なかった信徒個々の主観的な義認の確信およびこの確信を指導力の根源とする説教者の主観主義的権威観との相剋を提示して、本論文の主テーマとしたのである。

しかし本論文の独自性は、以上の主テーマを受けて論文の後半に展開される、独立以後のメソディズムで顕在化してくる組織運営上の最終権威をめぐる紛争の分析にある。ウエスレイ個人に集約されていた客観主義的権威と主観主義的権威は、彼の死と共にその併存能力を喪失する。組織の継続と既成化を願う管理者層は、生前のウエスレイが選抜したエリート説教者が構成する「百人委員会」に、説教者登用権限や典礼執行認可権を含む絶対的権威を集中させることを望むが、伝道組織の拡大を願って創始者が積極的に認めた信仰上の義認にもとづく権威の主観主義的解釈に執着する一般説教者層は、逆に教団運営の権限を地方教会各個に分散するように主張した。換言すれば、主観主義的権威観を組織特徴としたメソディズムにあっても、その既成化の過程にあつて組織運営上の最終権威をめぐる、客観主義的もしくは外在的・伝統的権威観と、主観主義的かつ内在的権威観の相剋が、組織の「中央」と「周辺」の対立の形で生じてくるという、組織論上の永遠の課題を、筆者はここに明示するのである。

わが国のメソディズム研究では、以上のような組織特質に関する分析はほとんど扱われたことがなかったが、メソディズムの教団年次大会（年会）や地方巡回区会議の議事録にまで立ち入って、権力抗争の状況をかくまで詳細に扱った研究は、メソディズム研究の本場である英米においても極めて少ない。

本論文の独自性を提示する後半の序奏として、第三章で、組織の拡大を説教者の自発的な伝道努力に依存させたウエスレイの、結果的には説教者の主観主義的権威観を助長させる主因となった、

彼の「成聖倫理」神学の形成過程に焦点が当てられる。この神学が、個々の回心体験にもとづく義認の確認と、その確認から自発的に生ずる「業」としての善行によって、誰にも成聖が可能となる事実を認めたが故に、メソディズム独立の原動力となったと筆者は論証する。第四章以降が論文の後半を形成しているが、第四章ならびに第五章で、ウエスレイ自身に存在した組織運営上の権威観をめぐる思想的矛盾が原因となって、ウエスレイの死の前後から生じてくるメソディズムの監督制度 (episcopacy) にかかわる紛争の、具体的分析が議事録の内容紹介を通じて行われる。

英国国教会の使徒権の代替的象徴となったウエスレイの人格的カリスマを彼の「選び」を介して受継いだ百人委員会が、監督権限を中央にのみ限ろうとするのに対し、ウエスレイの権威観が本質的に持っていた二重性のうち、とくに主観主義的権威観すなわち霊的平等主義 (組織宗教のもつゼクテ的原理) に執着した一般説教者層は、聖餐執行権と統治をめぐる中央と地方諸教会のコンセンサスによる共同運営を主張した。一時は、徹底的反抗派のキラムらを追放することにより、地方説教者の地域的な委員会の自律的運営を、中央が再確認する権限を保持するという妥協的和解も成立したが、この和解は組織論上の矛盾を深めたにすぎない事情を筆者はここで論証する。

第五章で、流動化を深める 19 世紀の都市的環境で組織防衛を計るためにより有効な中央集権的権威の確立が必要となったこの新興教団で、百人委員会の中に J. バンティングという強力なカリスマ的指導者が、必然的に選出されてくる事情が記述される。バンティングは、ウエスレイの死の前後に確立してくる『フォーラム』、すなわち教団の年次大会 (年会) とその決議を執行する百人委員会の権限を規約化した文書を抛り所にして、地域的説教者の担うゼクテ的原理を排除することを決意し、実行に移そうとする。1835 年年会の提出したより高度の規約を楯に、彼は教会オルガン購入権限をめぐる抗争について中央的立場より決着をきめ (リーズ・オルガン事件)、また地方教会の民主的自治権を主張するウオリン派を分離させと、次第に組織宗教の中に客観主義的権威による監督制度を定着させ、その既成化を確実なものにしていった。

第七章で、1850 年年会でバンティングが、遂に①牧師職とその職務に回有の霊的権威の堅持、②監督制度による教会連合 (コネクション) の堅持、③年会とその下部・地域司法機関としての地域委員会 (教区) の確立、を旨とする監督制を成立させ、メソディズムの既成教会化を定着させた事情が記述される。この既成化の歩みは、フライ・シーツ事件のような抵抗を生み、多くの教会員を分離・独立させる悲劇を生んだ。

筆者は、環境の都市化、価値観の多様化に代表される社会変動のその「申し子」である組織宗教が、当の環境に適応して組織を維持する上で、その中から分離を誘発させ宗教集団のさらなる多様化をさそい出す原因となった、その組織論上の特質について、第七章の結論で詳しく論証して、本論文をしめくくるのである。

審 査 の 要 旨

教団の議事録の詳細な分析を行いつつ、メソディズム展開の歴史的跡づけを特に重視する筆者であるのに、数ヶ所にわたって清書の過程で生じたと思える、歴史的事実の誤記などがみられたのが残念である。なお、筆者の用いる分析のための操作概念である、「近代性」、「ゼクテとキルヘ」、「組織宗教と制度宗教」などなどの定義とその適用において、それが歴史学的観点から行われたのか社会学的観点から行われたのか、曖昧さが残る点も多く、操作概念の使用にさらに慎重な確認努力が行われることを望みたい。また本論文の独自性の提示が後半部で行われるのに対し、その前奏的部分となる前半部すなわちウエスレイ時代における組織的特質の成長に関する記述が詳細に過ぎる印象が残った。この前半部で扱われた時代のメソディズムについては、他にも研究業績が出版されていることでもあり、さに簡略化されることを、本論文の出版に関連して望んでおきたい。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。